

下呂市内に移住（転入）された方へ

下呂市役所 地域振興部 地域振興課

下呂市では、都市部から市内への移住を促進し地域の活性化を図るため、市内へ移住され居住のため家賃を支払う方（55歳未満）に対し、補助金を交付しています。

下記交付の条件をご確認いただき、補助金を希望される方は申請書を提出してください。

（事業名）下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金

（補助対象者）

補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした世帯責任者（※1）の方です。

- （1） Uターン者、Iターン者又はJターン者（※2）で、下呂市に住民登録（※3）した日の年齢が55歳未満の方
- （2） 下呂市に住民登録した日から6月以内に補助金の申請を行う方
- （3） 借家等（※4）を借り上げ、家賃を支払う方
- （4） 入居する世帯員が、公務員又は独立行政法人及び地方独立行政法人の役員若しくは職員でない方
- （5） 入居する世帯員が市税を滞納していない方
- （6） 地域住民との交流を積極的に図ることができる方
- （7） 本市に引き続き5年以上生活の本拠として居住する意思のある方
- （8） 補助対象事業の対象経費と重複して他の補助金の適用を受けていない方
- （9） 暴力団員でない方

（用語の説明）

※1 世帯責任者とは：世帯において主として生計を維持している方です。

※2 Uターン者とは：本補助金の対象となるUターン者は、下呂市の出身者で5年以上市外へ転出した後、再び下呂市に住民登録した方です。

Iターン者とは：下呂市以外の出身者（新規学卒者を含む。）で、下呂市に住民登録した方です。

Jターン者とは：下呂市以外の出身者で、出身地以外の住民登録をした後、下呂市に住民登録した方です。

※3 住民登録とは：下呂市に転入の届出を行うことです。

※4 借家等とは：市内における民間の借家、アパート等です。ただし、勤務事業所の官舎、社宅、社員寮等及び公共的団体が管理運営する住宅（市営住宅等）は除きます。

～ 裏面もご覧ください ～

(補助金の額及び交付期間)

家賃の額の2分の1(上限月2万円) 交付期間24月(2年間)

※補助金の額は、支払った家賃の月額(共益費等を除く。)と当該借家等に附属する駐車場の借上料の合算額の2分の1以内の額で、上限は月2万円です。算出した額のうち、千円未満の額については切り捨てで、補助金の交付の期間は、24月を限度とします。

(申請に必要なもの)

- ①補助金交付申請書 ②世帯員の状況及び住所歴・職業歴 ③定住に関する誓約書
④住民票(世帯員の住民登録地及び続柄が確認できるもの) ⑤賃貸借契約書の写し

(①~③については様式があります)

(補助金の交付)

決定した補助金の交付は数ヶ月分をまとめて年2回の支払いとなります。9月分と3月分の家賃の支払いが済んだ後、補助金交付請求書に家賃の支払いを証明するもの(領収書等の写し)を添付して提出して下さい。内容を確認し交付決定内容に変更等がなければ指定された口座に振り込みます。

(その他)

- 補助金の交付申請書は、交付対象期間内は毎年度提出してください。
- 途中で対象となる住宅を退去した、家賃の金額が変わったなど、申請書の内容に変更が生じたときは報告してください。
- 補助金の申請内容に偽りや不正があった、下呂市民としてふさわしくない行為があった、税金の滞納があった場合などは、交付の決定を取り消すことがあります。またその場合、既に補助金を交付されているときは返還していただく必要があります。

申請用紙の取得や、不明な点がありましたらお気軽にお尋ねください。

下呂市役所 地域振興部 地域振興課

〒509-2202 下呂市森801番地10

電話 25-2252(内線505) FAX 25-3010

申請者	下呂市
<p>◇補助金交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付申請書（様式第1号） ●世帯員の状況及び住所歴・職業歴（様式第2号） ●定住に関する誓約書（様式第3号） ●添付書類 住民票、賃貸借契約書の写し <p>※住民登録した日から6ヶ月以内に補助金の申請</p>	<p>◇交付申請受付（審査）</p> <p>《窓口》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下呂庁舎 地域振興部 地域振興課 ・萩原庁舎 萩原地域振興課 ・小坂振興事務所 小坂地域振興課 ・馬瀬振興事務所 馬瀬地域振興課 ・金山振興事務所 金山地域振興課 <ul style="list-style-type: none"> ●下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第4号） ●下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）
<p>◇審査結果確認</p> <p>《交付決定者》</p> <p>交付決定を受けた補助金の内容に変更が生じた場合は変更承認申請書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金変更承認申請書（様式第6号） 	<p>審査結果通知</p>
<p>◇補助金の交付請求</p> <p>9月分と3月分の家賃の支払いが済んだ後、補助金の交付請求書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付請求書（様式第7号） 	<p>◇変更承認申請受付（審査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第4号） <p>審査結果通知</p>
<p>【3月】</p> <p>◇補助金の継続申請</p> <p>補助金の交付申請書（継続）は、交付対象期間内は毎年度提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付継続申請書（様式第1号の2） 	<p>◇補助金の支払い</p> <p>内容を確認し交付決定内容に変更等がなければ指定された口座に振り込み</p>
<p>◇補助金の継続申請</p> <p>補助金の交付申請書（継続）は、交付対象期間内は毎年度提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付継続申請書（様式第1号の2） 	<p>◇継続申請受付（審査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第4号） ●下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金不交付決定通知書（様式第5号） <p>審査結果通知</p>